

前漢成帝期の后妃論をめぐって：前漢末期における 儒家的后妃像・後宮像の提案

薄井，俊二
埼玉大学

<https://doi.org/10.15017/18171>

出版情報：中国哲学論集. 24, pp.19-49, 1998-10-30. 九州大学中国哲学研究会
バージョン：
権利関係：



前漢成帝期の后妃論をめぐって

— 前漢末期における儒家的后妃像・後宮像の提案 —

薄 井 俊 二

— はじめに

儒教の国教化をめぐるこれまで様々な議論が積み重ねられてきた。その中で、近年渡邊義浩氏は「儒教の国教化」の達成とは、複数の指標をもとに考えられるべきであるとしている。つまり、儒教の国教化を、ある特定の一点で実現したものとしてではなく、一定の幅を持った時間の中で、段階的に実現していったものとして捉えようとしているといつてよいだろう。もちろん転機となる重要な事件はあるわけだが、儒教の国教化そのものを一連の「過程」として捉えようという、渡邊氏の視点は重要であろう。

さて、そうした儒教の国教化の過程は、儒家的な立場からの君主像（皇帝像）形成の過程と見ることもできるだろう。前近代社会において、君主制以外の政治体制は考えがたいものであり、君主の存在を抜きにした政治論はほとんど意味をなさないものであった。それゆえある思想体系が政治思想として現実の政治の場に進出して行くということは、どのような君主像を提示していくかということと分かちがたい関係にあったと考えられるからである。言い換えると、儒教国教化の過程は、儒家的な君主像が他の君主像を抑えて、勝利を収めていった過程であるといえるだろう。さて、儒教の国教化が決してスムーズに実現していったものではないことは、渡邊氏のいう「複数の指標」の考え

方からも予想することができる。儒家以外の様々な思想との対立と融合を繰り返したであろう。また現実の政治的な動きと衝突したり、折り合いをつけながら、紆余曲折を経て実現していったであろうことは想像に難くない。そして、その過程で儒教そのものが様々な変質を経験したであろうことも大いに予想されることである。とするならば、³⁾ 儒家的な君主像も、漢王朝における君主像として勝利していく過程で、様々な皇帝像と交錯して影響しあい、儒家において当初考えられていた君主像とは異なった姿へと変容せざるを得ない面も多々あったであろうと予想される。

稿者は、秦漢期における皇帝像の展開と変遷をたどろうと試みているのだが、⁴⁾ 儒家的な君主像・皇帝像の形成と展開が、その解明の大きな柱の一つになるであろうと考えている。そこで本稿では、漢代における儒家的な皇帝像の形成過程をたどる一つの手だてとして、皇帝の配偶者、パートナーである皇后・后妃の問題を取り上げようとするものである。君主制（皇帝制）が、「世襲」という「家族制度」また「血縁関係」に基づく権力委譲システムを伴っている限り、本来皇帝の私的な関係者である皇后・后妃や皇太子・皇子といった人々の存在が、皇帝を中心とする世界全体の在り方に大きく関わらざるを得ないと考えるからである。

そして、より具体的には、前漢の終わり頃の、成帝の在位期間に提出された皇后や后妃に関する議論を取り上げることとする。それは、この時期から、皇后を始めとする后妃の在り方、また後宮の在り方を論ずる「后妃論」とでも呼ぶうる議論が数多く見られ始め、その後展開する「后妃論」のさきがけとなると考えられること、また元帝から成帝に至るこの時期が、儒教国教化そして儒家的皇帝像の形成の過程において、重要なターニングポイントとなるように思われるからである。

二 成帝期の后妃論

まず最初に、成帝期を概観するために、関連する略年表を掲げておく（次頁・表）。次いで本稿で取り上げる后妃論について簡単な紹介を施し、関連する本文部分を挙げておく。⁵⁾

成帝 関係 略年表

西暦	年号	記 事
前51	甘露 3	成帝生。石渠閣會議。匈奴呼韓邪單于来朝。
49	黄龍元	宣帝崩。元帝即位。
[元帝]		
47	初元元	元氏立皇后。
46	2	成帝立皇太子。
41	永光 3	許嘉、大司馬車騎將軍（～成帝建始3）。
40	4	郡国廟を廃棄。漢室の一部の宗廟を廃棄。
39	建昭元	一部の宗廟を廃棄。
34	5	廃棄した宗廟の一部を復活。
33	竟寧元	3月、廃棄した宗廟の一部を復活。 5月、元帝崩。復活させた宗廟、再び廃棄。 6月、成帝即位。 王鳳、大司馬大將軍（～陽朔3。建始3まで大司馬二人体制）
[成帝]		
32	建始元	正月 ①匡衡「上疏戒妃匹勸經學威儀之則」（匡衡伝） ②杜欽「説王鳳」（杜欽伝） ③杜欽「復説王鳳」（杜欽伝）
31	2	許氏立皇后。
30	3	夏 ④杜欽「白虎殿對策」（杜欽伝） 8月、大司馬許嘉免ぜられ、位特進。（以降、大司馬は王氏が独占） 12月 ⑤杜欽「舉賢良方正對策」（杜欽伝、五行志下之下） ⑥谷永「建始三年舉方正對策」（谷永伝） ⑦谷永「復對」（五行志下之下） このころ⑧谷永「（無題）」（谷永伝）
29	4	3月 ⑨谷永「三月雨雪對」（五行志中之下）⑩
28	河平元	3月、王延世の第一次黄河治水 4月、 ⑩劉向「日食對」（五行志下之下） ⑪成帝（劉向谷永）「報許皇后」（外戚伝）
27	2	王譚ら王氏の五人が一度に列侯に封ぜられる（五侯）
26	3	王延世の第二次黄河治水。 劉向、宮中の秘書を校勘。
25	4	⑫王章「上對事召見對言王鳳不可任用」（元后伝）
22	陽朔 3	王鳳没。王音、大司馬車騎將軍（～永始?）。
20	鴻嘉元	成帝、微行を始める。 このころ班婕妤、李平を薦める。
18	3	皇后許氏、廢。
17	永始元	⑬劉輔「上書諫立趙皇后」（劉輔伝）
16	2	6月、趙飛燕立皇后。 王商、大司馬衛將軍（～元延元）。 このころ⑭劉向『列女伝』（楚元王伝）
12	元延元	王根、大司馬票騎將軍（～綏和元）。 趙昭儀、後宮の皇子を殺害。 このころ、成帝微行をやめ、再び学に向かう。
8	綏和元	王莽、大司馬。 廢后許氏、大逆無道として死。
7	2	成帝崩。哀帝即位。
[平帝]		
後1	元始元	天下の貞女を顕彰。 「非坐不道無得繫婦女老弱詔」。
4	4	*①～⑭が后妃論。文書の名称は嚴可均「全漢文」による。

成帝期に書かれた后妃論は、およそ十四種認められるが、本稿ではこの内①、③、⑥、⑧、⑪、⑬、⑭の九種類を取り上げる。

①匡衡「上疏戒妃匹勸經學威儀之則」(匡衡伝)

成帝の皇太子時代に太子少傅であり、当時は丞相であった匡衡が、即位したばかりの成帝に対して奉ったもの。即位の始めであり、かつ年の始めでもある今こそ、根本を確立するときであるとして、「后妃の制度の確立」「経学の尊重」「皇帝としての威儀の確立」を説いたものである。

臣又聞之師曰、妃匹之際、生民之始、萬福之原。婚姻之禮正、然後品物遂而天命全。孔子論詩以關雎爲始、言太上者民之父母、后夫人之行、不侔乎天地、則無以奉神靈之統、而理萬物之宜。故詩曰、窈窕淑女、君子好仇。言能致其貞淑、不貳其操。情欲之感、無介乎容儀。宴私之意、不形乎動靜。夫然後可以配至尊、而爲宗廟主。此綱紀之首、王教之端也。自上世已來、三代興廢、未有不由此者也。願陛下詳覽得失盛衰之效、以定大基。采有德、戒聲色、⁵近巖敬、⁶遠技能。

②杜欽「說王鳳」(杜欽伝)

大將軍王鳳の部下でありブレンであった杜欽が、王鳳に説いて、礼説に基づく後宮の制度として「九女之制」を導入するように勧めたもの。

皇太后詔采良家女。欽因是説大將軍鳳曰、禮壹娶九女、所以極陽數、廣嗣重祖也。必鄉舉求窈窕、不問華色、所以助德理内也。(中略)今聖主富於春秋、未有適嗣、方鄉術入學、未親后妃之議。將軍輔政、宜因始初之隆、建九女之制、詳擇有行義之家、求淑女之質、¹¹母必有色聲音技能。⁹爲萬世大法。

③杜欽「復説王鳳」(杜欽伝)

王鳳から②を聞いた皇太后が、「九女の制」は故事にないのではないかとして、その導入に躊躇したのに対し、再び杜欽が説いたもの。后妃の制度を整えることの必要性を強く説いたもの。なお「九女の制」は「春秋公羊伝」に見える。

后妃之制、天壽治亂存亡之端也。迹三代之季世、覽宗宣之饗國、察近屬之符驗、禍敗曷常不由女徳。是以佩玉晏鳴、關雎歎之、知好色之伐性短命、離制度之生無厭、天下將蒙化、陵夷而成俗也。故詠淑女、幾以配上、忠孝之篤、仁厚之作也。夫君親壽尊、國家治安、誠臣子之至願、所當勉之也。易曰、正其本、萬物理。

⑥谷永「建始三年舉方正對策」(谷永伝)

建始三年十二月戊申の日に日食と地震が起こる。成帝は詔して賢良方正を推挙させて直言を求めるが、その際に太常丞であった谷永が対したもの。日蝕と地震の咎を後宮に認め、成帝に対して奥向きことに気を掛けることなく政治に努めるよう求めるとともに、後宮の制度を整えるよう主張したものの。

内寵大盛、女不遵道、嫉妬專上、妨繼嗣興。(中略) 夫妻之際、王事綱紀、安危之機、聖王所致慎也。(中略) 誠修後宮之政、明尊卑之序、貴者不得嫉妬專寵、以絶驕嫗之端、抑褒閹之亂、賤者咸得秩進、各得厥職、以廣繼嗣之統、息白華之怨、後宮親屬、饒之以財、勿與政事、以遠皇父之類、捐妻黨之權、未有閹門治、而天下亂者也。

⑧谷永「復對」(五行志下之下)

⑥を評価した成帝が、特別に谷永に対して再び下問したのに対して、答えたもの。災異の咎を、皇后と高位にある側室とに特定し、彼女らが皇室の跡継ぎの誕生を阻害しているとするもの。

日食癸亥九度、占在皇后。地震蕭牆之内、咎在貴妾。二者俱發、明同事異人、共掩制陽、將害繼嗣也。

⑧谷永「無題」(谷永伝)

建始元年以来の災異を列挙した上で、それらの咎が後宮にあるとし、皇室の跡継ぎを作りやすい環境を整えるべきだと、側室を広く求めるよう主張したものの。

使列妾得人人更進、猶尚未足也。急復益納宣子婦人、²¹母擇好醜、²²母避嘗字、母論年齒。推法言之、陛下得繼嗣於微賤之間、乃反爲福。得繼嗣而已、母非有賤也。

①成帝(劉向谷永)「報許皇后」(外戚伝下)

災異の咎は後宮にありとする、劉向や谷永の度重なる意見具申を受け入れて、成帝は、後宮の用度の削減にふみきる。これに対し、許皇后は皇后の担当官である大秋長を通じて、用度削減に異を唱える上疏文を提出した(「上疏言椒房用度」外戚伝下所収)¹³。これを受けた成帝は、劉向と谷永の言を取って皇后に示し、上疏に対する回答としたその文。

⑧同様、建始元年以来の災異を数え上げて、それらの咎を後宮に帰し、皇后に対し儉約に務めて皇太后に仕え、後宮の手本となるよう強く求めたもの。

后聰慧、善史書。自爲妃至即位、常寵於上、後宮希得進見。皇太后及帝諸舅曼上無繼嗣、時又數有災異、劉向谷永等皆陳其咎在於後宮。上然其言。²⁴於是省減椒房掖庭用度。皇后乃上疏曰、(中略)

於是采劉向谷永之言、以報曰、(中略)養名顯行、以息衆譴。垂則列妾、使有法焉。皇后深惟母忽。

⑬劉輔「上書諫立趙皇后」(劉輔伝)

許皇后を廃位した成帝は、寵愛する趙飛燕を皇后に立てようとする。河間王の血を引き、当時諫大夫であった劉輔¹⁴が、趙氏の立皇后に反対して上書したものの。

なお上書を受けた成帝は激怒し、劉輔を後宮の牢獄に収監してしまう。

雖夙夜自責、改過易行、畏天命、念祖業、²⁵妙選有德之世、考卜窈窕之女、以承宗廟、順神祇心、塞天下望、子孫之祥猶恐晚暮。今乃觸情縱欲、傾於卑賤之女、欲以母天下、不畏于天、不于媿人、惑莫大焉。

⑮劉向『列女伝』(楚元王伝)

劉向の列女伝著述の動機に関する班固の記事である。

班固によれば、列女伝は、奢侈に流れる風俗と、成帝の卑賤の婦女への寵愛を憂えた劉向が、皇帝を戒めるために作ったものという。経書や歴史書の中から、国を興した賢明で貞節な女性と、国を滅ぼした悪女の記事を採用して作ったものとされる。

向睹俗彌奢淫²⁷、而趙衛之屬起微賤²⁸、踰禮制。向以爲王教由内及外²⁹、自近者始。故採取詩書所載賢妃貞婦、興國顯家可法則、及孽變亂亡者、序次爲列女傳、凡八篇、以戒天子³⁰。

以上成帝期に出された「后妃論」と見なしうるもののいくつかを簡単に紹介した。それらは匡衡・杜欽・谷永・劉向といった儒家的知識人たちによるものがほとんどである。また、「詩経」の説や「公羊伝」の礼説を説くなど、儒家的な内容のものが多くと言ってよいだろう。

では、次に、なぜこの時期に皇后や后妃に関する議論が出されたのか。后妃論はどのような状況を背景として出てきたのかといった点について考えてみる。

三 后妃論の政治的・社会的背景

后妃論のいくつかには、現実的な政治問題への対応という背景があったと思われる。例えば、谷永の⑦では、災異の咎は「皇后」と「貴妾」にあると指摘していた(傍線18)。当時の皇后は許皇后であるが、許氏は宣帝の外戚として成帝期にあっても後宮で勢力を保っていた存在である。許皇后の父親の許嘉は、元帝の時代に大司馬車騎將軍に任じられ、成帝期に至ってもその地位を保ち続けていた(付表参照)。成帝即位とともに王鳳が大司馬大將軍となるが、数年の間は二人の大司馬が並立する事態が続いていた。いわば許氏と王氏とは後宮にあって対立する二大勢力であったのである。谷永等の許皇后批判は、表向きは皇后による皇帝の独占が「継嗣の誕生を阻んでいる」というものであったが(傍線19、また⑥傍線14)、その背後には、許氏の勢力を後宮から駆逐しようという、王氏側の意志が働いていたと見るべきであろう。

また当時の奢侈の風潮、綱紀の紊乱への批判として后妃論を捉えることもできるだろう。食貨志上では「成帝の治世、天下に兵革の事(いくさ)はなく、安楽と称した。しかし、奢侈の風潮が瀰漫し、蓄穀を心に掛けるものはいなかった」という。こうした風潮は後宮においても同様で、例えば、趙皇后は立后の後、妹の趙昭儀とともに奢侈の限りを尽くし、「自後宮至未嘗有焉」という贅沢を尽くしたと言われる(外戚伝下)。こうした悪しき現状の改善を期して、後宮や后妃に批判が向けられたというわけである。⑩は、成帝が皇后に対し後宮の用度を削減するよう求めたものであったし(傍線24)、また班固は、⑭で、劉向の「列女伝」著述の動機に、奢侈の風潮への批判を挙げている(傍線27)。

さらに、社会や政治への批判という観点を一歩進めて、后妃論の背景に、漢の皇帝に対する不安感・危機感を読みとることもできるかもしれない。⑭で班固は、劉向は「天子を戒めようとした」(傍線30)という。成帝には政治を顧みず遊蕩にふけていた時期があった(この点については後に詳述する)。そして政治の実権は外戚王氏にあり、劉氏皇帝は傀儡に過ぎなかった。そうした皇帝の有り様に不安を覚え、劉漢帝国の行く末に危機感を抱く人々がいた。

劉向もその一人で、危機的な状況を憂えた彼らが、これを正しい在り方に返そうとして発言を繰り返したというわけである。

以上見た三点は、成帝期に后妃論が出されてきた要因としてある程度妥当なものであろう。しかし、后妃論が説かれた背景に目を広げてみると、成帝自身や彼の治世といった、いわば個別的な問題には収斂できない、大きな思想的な問題が存しているように思われる。つまり、悪しき現状への批判、あるいは現在目の前に拡がっている現実に対しての反応といった、いわば対症療法的・消極的なものではなくて、有るべき后妃や後宮の姿を提案し、后妃や後宮としての規範を確立しようという前向きな立場からする積極的な主張が伺えるのである。それまでの后妃観、さらには皇帝観の変質を迫る大きな思想的なうねりが読みとれるのである。より具体的に言えば、漢の皇帝・后妃に対し、一定の規範に則ることを求める、思想界側からの働きかけ、特に儒家思想からの積極的な提言がそこには存しているように思われるのである。

そこで、そうした積極的な提言としての后妃論を、三つの問題に絞って検討してみることとする。三つの問題とは、皇帝と后妃の関係に関する基本的な問題、理想的な后妃像、理想的な後宮の制度の三つである。

四 后妃論の思想史的背景―理想的后妃像・後宮像の提示

ア. 総論 王道の淵源としての皇帝と后妃

成帝期の后妃論には、皇帝と皇后との関係を重視し、天下全体の在り方に関わるものであるとする主張が認められる。皇帝と皇后、また皇帝と后妃という夫婦の関係は、天下の秩序の源、王道の淵源であるというのである。

例えば①の匡衡がある。匡衡は先ず、師の説として、「配偶の間柄は、人民の始めであり、あらゆる幸福の源である（傍線1）」を引き、次いで詩経が関雎から始められているのは、孔子が天子の夫婦のことを極めて重要な事柄だ

と捉えていたからだと述べる。至上の存在、すなわち天子は民の父母である。その後妃夫人の行いが天地に等しいものでなければ、神靈なる漢の皇統を継いで世界の万物のよろしきを理めることはできないのである、という。そして関雎の句を引いて望ましい后妃像を展開した上で、「これこそ綱紀の始めであり、王者の教え、また王道としての教化の糸口となるものである（傍線3）」とする。ここでは、皇帝とその后妃との関係は、世界の正しきありかたの源、また世界の秩序の源泉と捉えられている。⁽¹⁶⁾

皇帝の後妃を、世界の秩序と関わるものとする捉え方は、匡衡以外の人物の口からも多く語られている。例えば③で杜欽は、「后妃の制度は、天折と長寿、治乱と存亡の糸口である（傍線12）」という。そして、その主張を補完するために易の説を引用して「その本を正しくすれば、万物が治まる（傍線13）」という。

また⑥の谷永も「(天子の)夫婦の間柄は、王道の綱紀、もとづなであり、安泰と危険とのわかれめである（傍線15）」、「(天子の)家庭が正しく治まっていれば、天下が乱れるということはない（傍線17）」などと述べている。

また班固によれば、劉向は列女伝の執筆に当たって、「王教は内、即ち天子の家庭、家族から、外、即ち天下全体へと及ぶものであり、天子に身近な所（すなわち、后妃の在り方）から始める（傍線29）」⁽¹⁸⁾と考えていたという。

以上、皇帝と皇后の関係を王道の綱紀、世界の秩序だった在り方の源泉になるものと位置づける主張を見てきた。この立場から言えば、皇帝の後妃のこと、皇帝の家庭の問題は、天下全体の在り方と関わるものとなる。いわば、后妃のことは、「天下之公事（おおよけのこと）」であるということになる。そして、皇帝の後宮は世界の秩序の源泉として、世界全体の在り方に関わるものである以上、それは皇帝の「わたくし」の問題として扱われるべきではない。「おおよけ」の問題として、その在り方をめぐって臣下達も意見を述べ、正しい姿にするべく関わってゆかなければならないということになる。上の在り方に下がなびいて風俗を形成するという教化説は、「孝経」はじめ儒家説において、古くから唱えられていたものであり、決して真新しいものではない。しかし、漢王朝において、后妃の存在が世界との関わりの中で説かれるのは、必ずしも一般的ではなく、この成帝期頃を始まりとする。それ以前において、こうした意識が、漢の朝廷で共有されていた様子は見られない。この点は後でもう一度考える。

イ. 具体論Ⅰ. 理想的后妃像

次に、理想的な后妃像としてどのようなものが考えられていたのかを、四点から検討する。⁽¹⁹⁾

a. 有徳の人―「窈窕」

まず、皇帝の配偶者である后妃には、高い内徳が求められるという主張がある。

匡衡は①で次のように言う。「だから詩経では「窈窕淑女、君子好仇」とあるが、その意味は、よく貞淑さを尽くし、節操があって、ふた心を抱かない。情欲を心に感じて、あるいは感情の動きがあっても、それを容貌やそぶりに示すことはしない。くつろぎ休む気持ち、あるいは私心で夫になれ合う気持ちがあったとしても、それを立ち居振る舞いに表さない。そのようであって初めて至尊の皇帝の配偶者となって宗廟の祭りの主人となることが出来る（傍線2）」と。ここで皇帝の后妃に望まれるのは、貞淑さと節操、己の欲望や感情の揺れを抑制するストイックな姿勢である。

また②で杜欽は「必ず郷里ごとに推挙させて「窈窕」たる娘を求める。容色を問わないのは、徳を助け内を理めようとするからである（傍線9）」という。劉輔も③で「有徳の世嗣が選ばれるよう、「窈窕」たる女性を占い娶る（傍線25）」と言う。

しばしば出てくる「窈窕」の語は、言うまでもなく「詩経・閟雎篇」にある言葉であり、望ましい女性を形容する語である。「妖艶な美しさ」を表す場合もあるが、漢代の儒説においては、専ら内面の美徳を形容する語として用いられている。王先謙の「詩三家義集疏」によれば、韓詩説では「貞專貌」⁽²⁰⁾、毛伝では「幽間也」と解されていたという。おおむね漢儒の解釈では、「窈窕たる淑女」とは、貞節であって、もの静か、万事に控えめでおとなしく、落ち着いた、おくゆかしい女性ということになる。⁽²¹⁾

また「窈窕」の語はないが、①の匡衡には「后妃には有徳を選ぶ（傍線4）」「敵かですつましやかなものを近づけ

る(傍線6)』という言葉があり、②の杜欽にも、『道に適った行いのある家を選んで、美質を備えた淑女を求めよ(傍線10)』という主張があった。これらも、后妃に内面の徳の高さ、奥ゆかしく控えめな資質とそれにそった言動や振る舞いを求めているものであるといえよう。

さて先にも見たが、成帝の一人目の皇后であった許皇后は、後宮の用度削減に異を唱えた上疏文を皇帝に提出していた(⑩)。この許皇后の行為は、皇后(妻・女)から皇帝(夫・男)に対して行った異議申し立てとして、異例のものであると言ってよいだろう。しかし、現在の我々から見れば天晴れと言いうる許皇后の行為も、『窈窕』をよしとする女性観からすれば、受け入れがたいものであった。夫に対して正面切って意見具申する許皇后の姿は、当時提出されていた后妃観から見れば、皇后の在り方から逸脱したものであり、非難されるべきものであったのである。

成帝期の后妃論には、后妃に内面の徳を求める主張があったことを確認した。さらに言えば、その主張は、詩経の関雎篇の「窈窕」の語に見られるように、儒教的な立場からする后妃論でもあったのである。

b. 美醜や技芸を問わない

次に、外貌や女性的な魅力に関わる問題を見ておく。

そもそも男女の間柄というのは、根元的には性に関わる問題であろう。人間も動物である以上、異性の発する魅力に惹きつけられるところがある。女性の女性としての魅力、いわばセックスアピールとでもいうべきものに、男性は惹かれるわけだが、成帝期の后妃論では、それらは抑制すべきもの、后妃を選ぶ基準とすべきでないものとされている。

①の匡衡には「声色を戒める(傍線5)」「技能を遠ざける(傍線7)」とあり、また②の杜欽にも「美醜(視覚的な魅力)や、歌声(聴覚的な魅力)、技能を、后妃選定の要件にしない(傍線11)」とある。さらに③の谷永にも「美醜を后妃選定の指針とするな(傍線21)」という言葉があった。

匡衡の言う「声」と「技能」、杜欽のいう「音声」と「技能」とは、要するに歌声や音楽に関する能力、楽器の演奏や舞踏の巧拙を指しているであろう。歌舞音曲は娯楽であり、特に後宮においては夫である皇帝、すなわち「男」を惹きつける有効な手段であった。すばらしい音楽や舞踊を揃えることができたり、または自らが魅力的に歌い踊ることができるということは、美貌や男心を刺戟するエロチックな「しぐさ」と同様、男性を惹きつける、セックスアピールであったのである。

成帝の二人目の皇后である趙皇后は、掌に乗せることができるほど軽やかに舞うので「飛ぶ燕—趙飛燕」と名付けられたという（外戚伝下）。彼女などは、美貌と技能を兼ね備えたセックスアピールの権化のような女性であったといえ、匡衡らの唱える后妃像からは、最も遠いところに位置した存在であった。そして、成帝期の后妃論の多くは、セックスアピールを発散させる趙飛燕のような女性を、后妃としては好ましくないとして退けるのである。

c. 寵愛を独占しない

次に、皇帝の寵愛を独占しない、嫉妬をせずに側室を夫に数多く薦めることも求められている。

⑥の谷永に「女が道に従っておらず、嫉妬してお上を独占しており、跡継ぎを得る道を塞いでいる（傍線14）」とあった。彼は⑧でも「多くの側室達に、それぞれが代わる代わる、お上の処に至ることができるようさせる（傍線20）」という。ここでは、皇帝の寵愛を独占せず、后妃達がお互いを薦めあうことが求められている。側室を設けて、皇帝が数多くの女性を寵愛するよう努めるのは、后妃の最も大切で、根元的な役割である、継嗣を設けることを実現するためである。そのために后妃達は、独占欲や嫉妬心を抑え、平穩な後宮を保たなければならぬというのである。

この点から言えば、班婕妤の次の行為は、后妃としての望ましい姿を示したものとなる。成帝の卑賤好みを知った班婕妤は、自分の侍女であった李平を皇帝に側室として献上する。李平は成帝に寵愛され、同じく卑賤から皇后に上り詰めた武帝の衛皇后にあやかって「衛婕妤」と呼ばれたという（外戚伝下）。衛婕妤の入内は趙飛燕に先立つも

のであり、成帝の卑賤好みを先取りし、それを促進させてしまったもののようにも見える。しかし、皇帝を独占しようとして、他の女性を薦めたという点で言えば、班婕妤の行為は谷永等の求める后妃像にかなうものであったといえよう。

また複数の女性がお互いを薦めあうことには、前節で見た、もの静かで穏やか、控えめな「笏窳」たる后妃の在り方とも通ずるものである。

d. 出自の両論

次に、后妃の出自について見てみる。これには相反する意見がある。

先ず、卑賤な女性好ましくないという主張がある。

③の劉輔は「情欲に従って、卑賤な女にのめりこみ、それを天下の母とするなど、天を恐れず、人としての恥を知らない、とんでもない惑いである（傍線26）」と言つ。「情欲のままに」という条件付きではあるが、劉輔は卑賤の女性を皇后とすることに嫌悪の意を表している。また劉向も后妃の卑賤をマイナスの文脈の中で語っていた（⑭傍線28）。この他、成帝の母親の元后が、趙飛燕の出自が甚だ微なのを嫌い、彼女の立皇后に難色を示したというエピソードが伝えられているが（外戚伝下）、そこにも、「卑賤忌避」の感情が伺える。

しかしその一方、后妃は卑賤でもかまわないとする主張もある。⑧で谷永は、后妃選定にあたっては「美醜を選ばず（傍線21）」、「妊娠出産の経験者も厭わず、年齢も考慮すべきでない（傍線22）」とし、さらに、「法（のり）」からいえば、皇帝陛下が、微賤の間から跡継ぎを得られることになったとしても、それはかえって幸いなことではありませんか（同）とすら述べている。彼の主張の眼目は、「継嗣を得ること」をすべてに優先させるべきだということにあるのだが、そこには、后妃の卑賤を忌避する心情はまったく見られない。

谷永の主張はあるいは奇異に聞こえるかもしれない。しかし歴代の漢の皇后達（特に前漢の皇后達）の中には、実

際に卑賤の出であるものが数多くいた。

例えば、武帝の衛皇后は、公主の家の「歌姫」であったという。平民ですらない、奴隸的な存在であった。しかし、彼女の入内と立皇后に際して、その出自が問われた形跡はない（外戚伝上）。また、近くは宣帝の許皇后も卑賤の出であった（外戚伝上）。許皇后は宣帝自身が庶民であった時に娶った妻であるが、宮刑に付せられた宦官の娘であった。いわば刑余の出だったのである。彼女は宣帝即位とともに、皇后に立てられているが、その際、彼女の出自が問題視された形跡はない。宣帝自身が一度は平庶の身分であったわけであり、皇后の出自を問うことは、宣帝の皇帝としての資格の問題に触れかねないとの判断もあつたのかもしれない。しかし、ともかく、卑賤の皇后誕生を妨げる動きは、この時には見られなかった。

つまり、少なくとも前漢中頃の宣帝期までは、皇后となりうる資格として、その出自が問われることはなかったと考えられるのである。谷永の発言は、そうした漢の朝廷における伝統的な心情を反映しているのである。

こう見てくると、劉輔や元后のように、后妃の卑賤を忌避する心情は、むしろこの頃、すなわち成帝期など前漢の終わり頃になって広まりつつあつたものではないかと推測される。成帝期の后妃論に、后妃の出自に関する相反する二つの立場が併存していることから、当時において、后妃の出自を問わないという伝統的な心情と、卑賤な女性を忌避するという新しく広まりつつあつた考え方が、せめぎあつていた様子を読み取ることができるのではないか。なお、この新旧の二つの相反する心情、意識の相克については、後でもう一度詳しく考える。

ウ．具体論Ⅱ．礼に適つた後宮の制度

次に後宮の制度についての主張を見てみる。これは前節で求めた望ましい后妃を得るための手だてとして、後宮の制度を整えるよう求めたものである。いわば「窈窕」たる淑女を選ぶシステム、また後宮にいる様々な女性達が調和して共存できる後宮の制度、在り方を説くものである。

具体的な主張の一つに「九女之制」がある。②において杜欽は、「礼には、ひとたびに九人の女性を娶る、とある。それは、男性の象徴である「陽」を發展させ、跡継ぎを得る道を開き、引いては祖先を重んじる手だてなのです（傍線8）」といい、「九女の制」を後宮に確立するよう求めている。²³⁾

次に⑥の谷永も、後宮における掟、法制を整え、「尊卑の序列を明らかにするよう（傍線16）」求めている。②の杜欽のように、儒家の唱える礼制度が視野に入っている発言であるかどうかは詳らかではないが、後宮に一定の制度を設けて秩序あるものとし、貴賤を問わず様々な后妃達が、調和して後宮を形成していけるようにすることを提言しているのである。

以上、成帝期の后妃論を、皇帝と皇妃の關係の根本的な意味、理想的后妃像、後宮の制度の三点から見てきた。

おおざっぱにまとめると、次のように言えるだろう。すなわち、皇帝と后妃の關係は、王事の綱紀であり世界の秩序の根源である。それゆえ后妃はそれにふさわしい徳を備えていなければならず、男を惹きつけるセックスアピールは后妃には必要ない。そして、后妃達の構成する後宮も、礼説に則ったような秩序と調和を保ったものでなければならぬというのである。

そして天子の後宮は、世界の秩序の源泉であるが故に、「天下の公事」（おおやけの事柄）とされることになる。臣下達は后妃の在り方や後宮の在り方について、漢の皇帝に様々に意見具申する。いわば幅広い意見、「天下の公論」として后妃についてあるべき理念、理想の姿を提示し、漢の皇帝や后妃達に、それに則るよう求めているのである。しかし、后妃のことを公的なものとして扱おうとする姿勢は、実はそれまでの漢の帝室にあっては、あまり強いものではなかったものと考えられる。

そこで次に、漢家の伝統的な后妃観について見てみる。

五. 漢家の伝統的な后妃観

先ず、皇后を立てる際の手續きを見ておく。例として、宣帝の一人目の皇后である許氏立后の場合を取り上げる。

是時、霍將軍有小女、與皇太后有親。公卿議更立皇后、皆心儀霍將軍女、亦未有言。上乃詔求微時故劍、大臣指、白立許婕妤爲皇后。既立、霍光以后父廣漢刑人不君國。歲餘、乃封爲昌成君。(外戚伝上)

この時皇后の候補としては、政治の実権を握る霍光の娘と、宣帝がまだ平庶であつたときに娶つた許氏の二人があつた。先にも見たように、許氏の父親は罪を得て宮刑に処せられた宦官である。初め群臣達は、心に霍氏を思ったが、宣帝が暗に許氏を指名したため、皇帝の意を汲んで許氏を皇后に立てるよう上奏したというものである。

さて皇太子を立てる場合には、先ず群臣が「なにがし」を立てるよう上奏し、皇帝がそれを認可するという手續きを踏むことが、文帝期の立皇太子の場合から確認できる。臣下が「衆議」した上で文書を奉り、皇帝がそれを認可して法律が成立するという、漢代の一般的な立法の場合と同じ手續きを踏んでいる。おそらく皇后の場合も同様であつたと考えてよからう。許氏立皇后の場合も、「公卿の議」を経てその内容を上奏し、それを皇帝が認可して、立皇后が決定されたものと考えられる。手續きの上では、皇帝が天下の公論に従つたという形を取るわけである。

しかしここで注意しておきたいのは、群臣が皇后を推薦するに際して、皇帝である宣帝の意志を尊重していることである。許皇后のライバルは、時の権力者霍光の娘であつた。霍光の意志を汲むならば、当然彼の娘を推薦することになるだろう。事実群臣達は、一旦は霍光の娘を心に思ったという。しかし彼らは結局は許氏を選んだ。それは、宣帝が許氏の立皇后を望んでいることを、周囲が察したためであつた。つまり、皇后の選定に際しては、皇帝の意志を尊重するというのが、漢王朝における不文律のルールだつたのではないだろうか。

さかのぼるが、文帝の後を受けた景帝にも、皇后選びに関するエピソードが伝えられている。景帝は、臣下から提出された「皇太子の母親である栗姫を、皇后に立てるべきです」という上奏に接して激怒する。そして「これはお前の口を挟む事柄ではない」として、その臣下を誅殺してしまつたというものである(外戚伝上)。ここにも、皇后の

選定は皇帝の裁量内のことであるとする意識が伺える。

また、先に⑬で見たが、趙飛燕の立皇后に異を唱えた劉輔に対して成帝が示した激しい怒りにも、こうした意識を認めることができるであらう。

このことと関連して、皇太子選定のこと若干触れておきたい。

初代皇帝高祖が、皇帝即位の後に皇太子の廢嫡を画策したことがあった。愛妾戚夫人の願いを入れて、呂皇后の息子である皇太子を廢嫡し、戚夫人の子どもである趙王如意を太子にしようとしたのである。²⁶しかし、群臣達はこぞこれに反対し、ついに皇帝は押し切られて皇太子の交代をあきらめてしまった。これは、皇太子選定という、ある意味では皇帝の私事に涉る事柄の決定に対し、臣下たちが大きな影響力を及ぼした例である。しかし、この時群臣達が皇太子の交代に反対したのは、当時漢の国家が極めて不安定な状態にあったからである。創立間もなく何事もが不安定なこの時期に、皇帝が紛糾の元になることを彼らは恐れたのである。太子の交代が、現実の政治状況に混乱をもたらし、せっかく樹立した劉氏皇帝の体制を動揺させかねないとの判断があったからこそ、群臣達は皇太子の交代に反対したのであった。また高祖も同様の判断を共有したからこそ、己の主張を引込め、臣下たちの意見に従ったのである。それゆえ、高祖より後の時期になり、劉氏皇帝体制が安定したものとなって以後は、臣下達は皇太子の交代に口を挟むことはなくなる。先に述べた、栗姬の立皇后をめぐる事件の後で、景帝は己の意志で皇太子を換えているのである。

つまり、皇太子や皇后の選定については、それが現実の世界の在り方に直接的に深刻な影響を与えかねない場合を除いて、これを漢の一家、漢の宮廷内部のこととして、いわば皇帝の裁量内のこととして扱おうというのが、漢にあつては伝統的で主流の考え方であつたのである。

次に、後宮の秩序に関する、爰盎の發言を検討してみる。

上幸上林、皇后・愼夫人從。其在禁中、常同坐。及坐、郎署長布席、盎引卻愼夫人坐。愼夫人怒、不肯坐。上亦怒、起。盎因前説曰、「臣聞、尊卑有序、則上下和。今陛下既以立后、愼夫人乃妾、妾主豈可以同坐哉。且陛下

幸之、則厚賜之。陛下所以爲慎夫人、適所以禍之也。獨不見『人家』乎。」於是上乃說、入語慎夫人、慎夫人賜益金五十斤。(爰盎伝)

これは、爰盎慎夫人に対する扱いが皇后に匹敵するものとなっており、「尊卑の序」を乱れているとして、爰盎が諫言したものである。ここで爰盎は、臣下の身分でありながら、后妃の間の尊卑の序を問題視して、皇帝の家のことに口を出している。

しかし、注目されるのは、爰盎の発言が、あくまで皇室内部の関係者に関する忠告に留まっていることである。確かに「尊卑有序、則上下和」等の言葉は見える。しかし、実際に文帝や慎夫人の心を動かしたのは、高祖に寵愛された戚夫人が、高祖の死後、嫉妬に狂った呂后によって「人家」とさせられてしまったという、生々しい事件であった(傍線31)。尊卑の序の乱れは、専ら当事者、即ち、皇帝や后妃達に不幸をもたらしかねないものとして認識されているのであって、それが世界全体の秩序に悪影響を与えるものであるという意識は、ここでは希薄である。いわば、後宮の問題は、後宮の中に留まる問題として、即ち漢の家の内部の問題として捉えられているのである。

つまり、漢では、后妃の問題は、皇帝自身や宮廷内の問題に留まるものなのであって、臣下達が意見を述べべるのは、高祖の皇太子廢嫡未遂の場合のように、それが実際の政治状況に深刻な影響を持ちうると考えられたときに留まるものなのであった。そして后妃のことは、概ね皇帝の私事として扱われ、皇帝の意志を尊重する傾向が強かったのである。それが、従来の漢のやり方であった。

六. 成帝期の后妃論の思想的意味

しかし、先に見たように、成帝期ごろになると、后妃の問題は、世界全体に関わる問題として、「公」の問題として扱われるようになってくる。これは、実は漢の皇帝・国家にとって、それまであまり経験したことのない、新しく起きつつあった事態だったのである。そして、成帝期に出されてきた后妃論は、天下の秩序の源泉として、即ち、

儒教で伝統的であった「徳治」の源としての皇帝の夫婦関係、詩経などの経説に基づく理想的な后妃像、礼説に基づく後宮の制度である九女の制など、いずれも儒教的な理念に基づく主張であった。つまり、成帝期の后妃論とは、漢の皇帝、そして漢の国家に対して浸透を図る、儒教側の働きかけの一つであったと見ることができるのである。后妃の問題という、従来は漢の家の問題、皇帝の裁量の内と捉えられてきた分野に対し、儒教理念が浸透を図った、これが成帝期の后妃論の本質なのであり、その思想的意味であったといえるのではなからうか。

七、漢の皇帝の葛藤

さて、新しい考えや意識の浸透は、決してスムーズに進行するわけではない。それまで継承されてきた伝統的な考えや意識と摩擦を起したり、衝突したりする。様々な試行錯誤の後に浸透し定着してゆくものである。儒教の国教化の場合も同様であったと思われる。新たに浸透を図る儒教的理念と、漢の国家として従来保ってきたやり方、考え方との摩擦と衝突が随所で起こっていたであろうと予想される。またそれまでは、因習的に処理されてきた事柄や、その場その場での政治的な力関係などによって、臨機応変に処理されていた事柄にも、儒教理念が影響を及ぼそうとしたのであろう。

前漢の後半期は、儒教の政治や社会への浸透が進んだ時期であるが、儒教受容に伴う摩擦や衝突もこの時期の特徴であったものと思われる。儒教の理念に従って思考し行動することが、人々の間に次第に浸透しつつある。しかし、旧来のやり方もいまだに払拭されたわけではなく、人々の意識の中に残っていて、新来の儒教理念とせめぎあっていた。つまり、このころの漢の皇帝や国家は、内部にそうした新旧の意識の矛盾、対立を抱えていたと考えられる。そうした葛藤は、いわば、儒教的な国家や社会を生み落とすための、生みの苦しみであったわけだが、その葛藤に耐えきれなくなり、破綻をきたすような事態も生じていたであろう。

そこで、最後にこの問題を考えたいが、先ず、儒教受容に際しての皇帝の葛藤の様子を、成帝の父親であった元帝の

宗廟問題への対応の中から読みとってみることとする。⁽²⁷⁾

ア. 元帝の場合―宗廟の廃棄をめぐる

永光四年（前40）、元帝は開祖高祖以来設けられていた「郡国廟」の廃止に踏み切る。郡国廟とは、諸侯王国や郡県に設けられていた、漢の皇帝達を祭る廟のことをいう。高祖が父親の太上皇の廟を諸侯王国に作らせたのが始まりで、元帝のころには、六十八郡国に百六十七ヶ所の廟があったという。郡国廟は、地方の諸侯や官吏に、漢の皇室を祭らせるものであった。いわば祭祀を通じて、天下の人々と漢の皇帝とを直接結びつけようとするものであった。しかし、その運営経費の増大もあってその廃止が検討され、永光四年にいたって廃止が決まったものである。そして、板野長八氏⁽²⁸⁾によれば、郡国廟廃止の精神的な理由は、それが礼に適っていなかったという点にあるという。郡国廟は、儒家の唱える古来の礼制からはずれており、又孝道をつくすことにもならないとして、いわば儒教理念にはずれるものとして廃止されたという事になる。これは、つまり、儒教理念が漢の国家の在り方に浸透し、漢において従来受け継がれてきた伝統的な在り方や考え方に勝利した例であると言えよう。

次いで元帝は祖先の廟のうち、疎遠になって「親（したしみ）」の尽きた廟を廃棄することを論議させる。群臣達（韋玄成、匡衡といった儒家的官僚）は一貫して「親」のつきた廟は廃止して整理し、儒教の礼制に則った「七廟制」を採用するように説く。しかし元帝はなかなか踏み切ることができない。そのうちに元帝は病気になる、先祖達から郡国廟を廃棄したことを叱責される夢を見る。弟の楚の孝王も同様の夢を見、元帝は郡国廟の復活を丞相の匡衡にもちかける。しかし匡衡はこれを断固として拒絶し、元帝の病気は益々重くなってしまふ。その後一部の廟が廃棄されたり、またしばらくしてから復活するなどの試行錯誤があり、その混乱の中で元帝は崩御してしまふ。

宗廟の廃棄をめぐる上記の一連の錯綜した状況をみると、その背後には宗廟制度改革をめぐる改革推進の立場と保守守旧的立場の対立があったのではないかと思われる。儒教理念を漢の国家に浸透させようとする動きと、それ

を阻もうとする力とのせめぎあいが続いていたものだろう。

しかし、そうした嵐の中で、最も心身をすり減らしていたのは、実は元帝本人ではなかったらうか。議論されている宗廟は、漢の皇帝のものである。正しい祭りをしなかった時の咎は、祭りの主人である皇帝こそが負わなければならない。様々な意見具申をする臣下達は、結局は祭りの主人ではなく、先祖の怒りを代わって引き受けてくれることではないのである。経書を学び、儒家思想を信奉する元帝にとって、儒家的官僚の言う「礼」に則った宗廟の在り方は、いわば理性の面からいって、是非とも受け入れなければならないものであった。しかし、いくら「親」が尽きたからといって、また礼説にそむくからといって、祖先を祭る廟を廃棄することには、根元的な意識として怖れがあったはずである。感情感覚の面からいえば、宗廟を廃棄する等ということは、怖れ多いことであり、その実行には大いに躊躇せざるを得ないものであったと考えられる。元帝が見た夢は、こうした彼の心の葛藤が見させたものであるといつてよからう。元帝を死に追いやった病気の一因に、宗廟廃棄をめぐる生じた心の問題、つまり儒家的な理念の意識と祖先への畏敬という根源的な意識との葛藤、があったと推測することも可能であろう。

いわば、元帝は、理念的な意識、即ち儒教思想が漢王朝の中へ浸透していく過程で引き起こされた葛藤により、精神的に追いつめられていったと考えられるのである。

イ. 成帝の場合―后妃をめぐる

さて成帝であるが、彼の場合は、后妃問題に関する言動に、新旧の意識の葛藤と、その葛藤を昇華できずに苦悩する姿を読みとることができるように思う。

成帝の時代は、「霸王道を以て之を雜つ」（元帝紀）と称された宣帝期から、「専ら徳教に任じた」（同）元帝期を経て、儒教の漢王朝への浸透が一層進んだ時代である。儒家的官僚の任用、儒説に基づく政策の採用も増え、経書の講習も盛んで、一時は太学の弟子員が三千人とされたこともあった（儒林伝）。皇帝自身も皇太子時代から儒者に学び、

「経書」を好んでいたという(成帝紀)。さらに即位してから数年間の間、未央宮の金華殿において、「尚書」や「論語」を講ずる「金華之業」という、一種の御前講義も行われていた。²⁹ いうなれば成帝は、儒家思想に基づく帝王教育を受けて帝位に即いたのである。そして即位してまもない建始・河平年間には、政治に積極的に取り組んでいたように見える。例えば、黄河の決壊に対し、王延世という人物に命じて二度にわたる大規模治水事業を行わせている。³⁰ 「河平」という年号そのものが、この治水事業にちなむもの(黄河が平定された)であり、成帝の意気込みを伺わせるものとなっている。また、河平三年には光禄大夫の劉向に宮中の秘書を校勘させる一方、謁者陳農を派遣して、天下の遺書を蒐集させてもいる(成帝紀)。外戚である大將軍王鳳の後ろ盾によるものであろうが、君主としての役割を果たすべく、治水事業や文化事業に取り組む姿勢が伺われる。

しかし、実際のところ、成帝の治世を通じて、政治の実権は外戚の王氏に握られていたわけである。当時の事実上の最高官である大司馬將軍の官は、王鳳以後も王氏が独占していた。五侯を始め、列侯に封じられる者も数多く、あまりの贅沢ぶりのため、身内である皇太后から叱責されるものすらいた。現実の政治世界は外戚の王氏にすっかり牛耳られていたのである。つまり成帝は、皇帝とは名のみの傀儡の君主に過ぎなかったのである。理想の皇帝像を胸に抱いて即位した青年皇帝にとって、現実の政治は過酷なものであった。経書に親しみ、儒家説による政治思想を学んできたが故に、実際に帝位に就いた後に抱かざるを得なかった閉塞感、絶望感は強いものがあつただろう。無力な傀儡の君主として、現実の政治の場に立ち会うことに、成帝は次第に耐えきれなくなっていたのではないか。³¹

しかし、公的な活動に背を向けて、私的な場面、例えば後宮にやすらぎを求めようとしても、それも難しくなりつつあった。母親の皇太后は存命で、懦弱な皇帝に対して意見をし圧力をかけ続ける。³² しかも彼女は、成帝から皇帝としての実を奪っている張本人である王氏の一族であった。母親として、また実権を握る外戚として、皇太后は皇帝の前に立ちふさがり、彼を頭から押さえつける存在であつたといえよう。また皇后といえば、^①でみたように、皇帝に対して異議申し立てをするような存在であつた。いわば、皇帝と向き合つて対峙し、緊張を強いる存在であつたのである。

加えて、先に見てきたように、当時は儒教が次第に人々の行動の規範として社会に浸透しつつあり、それは皇帝の妻妾の在り方にも及ぼうとしていた。その様相を、班婕妤にまつわる次のエピソードから読みとってみよう、

班婕妤は、嫉妬心を抱かずに自分の侍女を皇帝に差し出したとして、「漢書」にあっては望ましい后妃として描かれていた。その彼女は、ある日乗り物に同乗しようとする成帝に対し、「古の優れた君主は、賢人を側に置き、暴君は女性を侍らせた」と諫言し、同乗を拒んだという。「漢書」は「成帝はその言葉をよしとした」といい、皇太后がそれを聞いて喜び婕妤を褒め称えたと記している。「漢書」の著者の班固は、班婕妤の傍系の子孫に当たる。既に儒教的な規範の直中であつた班固は、このエピソードを誇らしげに記し、賢明な后妃の典型として班婕妤を描いているかのごとくである。しかし、成帝にしてみれば、後宮の私的な場面において、こうした規範をもちだされることは、どのように受け取られたであろうか。一応は「よし」として称揚したかもしれないが、内心はうんざりしていたのではなからうか。

更には、既に見てきたように、后妃のありかたや後宮の在り方について、臣下達からも次々と意見が具申される。經書を学んでおり、儒教の教説を認めている成帝であるからには、彼らの発言に耳を貸さないわけにはいかない。また自分自身の中にも、その意見を是とし、随わなければならないとする理性的な判断はある。理想的后妃論は、次第に漢の皇室にも浸透し、成帝を内外から圧迫していたのである。

成帝は、表の世界である政治の場から閉め出されていた。しかも、それまで皇室の私事、皇帝の専権的事項であり、いわば内側の世界であつた後宮にも、儒教の教説が侵入し、皇帝を拘束しようとしていた。もはや成帝には身の落ち着けようがなくなっていたのである。そして閉塞状況に置かれ、状況を打開する術も持たなかつた成帝は、ついには現実逃避に走るようになって行ったのではなからうか。

強力な後ろ盾であつた王鳳が没した後の鴻嘉・永始年間には、成帝は政治を省みなくなり、遊樂に耽るようになる。才覚や力のある期門郎や私奴客数名を引き連れ、白衣に無冠、刀剣を帯びるといふ無頼の格好をして、市里郊野を出入し、遠く旁県に至るといふ（五行志中之下）、いわゆる「微行」を行うようになる。宮中においても、張放・淳于

長といった倭幸たちを側に置き、趙皇后姉妹や衛婕妤、またその侍女達といった卑賤の者たちと「宴飲之会」を設けては、「談笑大噱」という乱痴気騒ぎを繰り返していた(叙伝上)。もちろん、皇帝(殿様)の御乱行は、決して成帝に限ったことではなからう。しかし、母親の皇太后が泣きながら「帝間顔色瘦黒」(叙伝上)と形容した成帝の遊蕩ぶりは、単なる不行跡の域を超えたものがある。過度に奢侈に耽り、敢えて卑賤のものと交わろうとし、理想とされる女性像(窈窕たる淑女)とは凡そ正反対の、セックスアピールの固まりのような女性に耽溺する皇帝の姿からは、現実には絶望して自暴自棄に陥っている様子を伺うことができるのではないか。さらには、内外から己を(即ち皇帝を)拘束しようとしてくる儒教教説の束縛から、何とか逃れようともがき苦しんでいる様を読みとることができないのではないだろうか。

しかし、成帝が如何にもがき苦しんだところで、儒教の社会全体への浸透、規範意識による行動の束縛は時代の趨勢であった。儒教王国の現出を唱える王莽の下、平帝期になると、天下の貞女の顕彰が行われるようになる。⁽³³⁾ 儒教的な女性の在り方をよしとする思想は、天子の後宮から次第に天下全体に広まってゆき、後漢に入って礼教国家、礼教的世界として、更に進行してゆく。それは、漢という国が、儒教という規範を得てゆく過程であったわけだが、⁽³⁴⁾ 皇帝や国家、そして中国社会全体が、儒教理念の下に屈していく過程であるということもできるであろう。

成帝期の后妃論は、儒教理念の漢の皇帝や国家、社会に対する浸透のひとこまであり、成帝の遊蕩は、その浸透過程で生じた葛藤のひとつであったということができるとはなからうか。

【注】

(1) 儒教の国教化をめぐる議論を整理するのは本稿の目的ではないので、この点に関する先行研究の紹介は省略させていただきたい。なお詳しい紹介と検討については、富谷至「儒教の国教化」と「儒学の官字化」(『東洋史研究』第三十七巻四号、一九七九)及び、渡邊義浩『後漢国家の支配と儒教』(雄山閣、一九九五)等を参照されたい。

(2) 渡邊義浩前掲書「序論」、p.31。なお氏の掲げる複数の指標とは次の五者である。

(一) 制度的な儒教—尊体制の確立

(二) 儒教の官僚層への浸潤

(三) 思想内容としての体制儒教の成立

(四) 支配の具体的な場に儒教が出現する「儒教的な支配の確立」

(五) 在地勢力の儒教の受容

(3) そもそも儒教とはなにかという根本問題について、近年様々な議論がある(加地伸行「儒教とは何か」(中公新書、一九九〇)、池田秀三「自然宗教の力」(岩波書店、一九九八)他)。そうした議論がある以上、「儒教」「儒家思想」に関わる議論を

する本稿においても、「儒教」「儒家思想」とは何を指すのかという問題に対する稿者なりの意見を述べておく必要があるのかもしれない。しかし、儒家思想が現実の政治や社会との交流交錯を始めつつあり、現実の政治や社会に浸透しながら部分的に変質しつつあったと考えられる前漢中後期を対象として、この問題に対する明確な回答をする準備が稿者にはない。孔子が唱えた政治倫理思想を、彼の後学たちが継承展開したものであるという、ごく一般的な定義に留めておきたい。

(4) 拙稿「秦漢時代の皇帝像についての試論—三つの皇帝像のポリフォニックな展開」(『埼玉大学国語教育論叢』第一号、一九九六)参照。

(5) 以下本論文において、本文・表・注も含めて、特に書名を記さず篇名のみ示したものは、全て漢書からの引用である。テキストは中華書局版を用い、諸書を参照した。

(6) 現行本の五行志は「建昭四年三月」とする(なお「建昭」は昭帝の年号)。しかし、谷永の登用が成帝期であること、五行志もこれに続けて、許皇后の呪詛事件を述べていること、成帝紀に「建始四年夏四月雨雪」とあることから、「建昭」は「建始」の誤りであると解する。なお王念孫は、成帝紀に従って「三月」を「四月」に改めるべきだとする(漢書補注引)。しかし、谷永の対策中に「皇后の親蚕」のことがあり、月令等によれば、「親蚕」は三月の儀礼であることからして、「三月」のほうがふさわしいと考える。

(7) 匡衡は「匡衡伝卷八十一」に伝がある。特に詩経の学(齊詩)に優れていたとされ、元帝成帝に仕えた。元帝の建昭三年に丞相となり列侯に封ぜられ、「家世多爲博士者」(匡衡伝)という頭学の家系を開いた。匡衡の詩経の学の内容については、加藤實「前漢齊詩説の展開(上)」(『詩経研究』八、一九八三)、「同(下)」(『詩経研究』十六、一九九一)を参照されたい。

(8) 杜欽は「杜周伝卷六十」に伝がある。武帝期の酷吏杜周の孫であり、昭帝期宣帝期に活躍した杜延年の子にあたる。兄弟達の多くは大官に至ったが、杜欽のみは障害を持っていたこともあり、遂に高官にはつかなかった。しかし、その才能は京師に称せられており、特に大司馬であった王鳳からの信任が厚く、彼のブレイン的な存在であった。

(9) もと「母必有聲色音技能」に作る。中華書局版の校勘記に従って改めた。

(10) 谷永は「谷永伝卷八十五」に伝がある。あまねく経学に通じたが、特に天官・京氏易において「最密」であったという。災異の言を能くし、四十余りの文書を上奏した。主に成帝期に活躍したが、「黨於王氏」であり、「上亦知之、不甚親信也」であったという(谷永伝)。なお「隋書経籍志」別集に「漢諫議大夫谷永集二卷」がある。

(11) 嚴可均は特に名称は付けず、⑦の谷永「復對」(五行志下之下)に続けて収録している。対策で、⑥⑦と同じ時に続けて書かれたものかも知れない。

(12) 劉向については特に注記の必要もなからう。「楚元王伝卷三十八」に伝があり、町田三郎「劉向論」「秦漢思想史の研究」(創文社、一九八五)他、多くの專論がある。

(13) 長文であるので引用は差し控えるが、許皇后の手になる「上疏言椒房用度」というこの文章は、なかなか立派なものであるといわざるを得ない。後宮の用度削減に同意できないとする彼女自身の立場を、筋道立てて論じた堂々たる主張である。また、皇后から皇帝へ、いわば妻から夫へ提出された強烈な異議申し立てであるといえる。「后聰慧、善史書」(⑩傍線23)という許皇后の学識の高さと、先代以来の外戚から入った皇后としてのプライドの高さを余すところなく示すものである。或いは許皇后自身の手によるものではないのかもしれないが、そうであれば、彼女の主張を代弁できる筆力のあるブレインが許皇后の周囲にいたことを伺わせるものとなる。成帝の後宮には「漢成班婕妤集一卷」(隋書経籍志)の著述がある班婕妤もいた。元帝朝以来の好学の氣風が宮廷全体に及んでおり、しっかりと文章をものにできる人材が、後宮の女性の中にも少なからずい

たことを伺わせるのではなからうか。

(14) 劉輔については「劉輔伝卷七十七」があるが、この上奏文をめぐる事件以外はほとんど記事がない。

(15) 現存する「列女伝」全八巻のうち、第一巻から第七巻が、「漢書」にいう「列女伝」であるという見解がある。下見隆雄『劉向「列女伝」の研究』（東海大学出版会、一九八九）や、山崎純一『列女伝（上）（中）（下）』（明治書院、一九九六）九七）等。本稿では、この問題には立ち入らず、劉向がこの時期に「列女伝」を著述したことを確認しておくに止める。

(16) 皇帝とその后妃の在り方を、世界の秩序と関係させる考え方は、匡衡他の場面での発言にも見える。例えば、「上疏言政治得失」（匡衡伝）がある。これは、元帝の初元永光年間に書かれた上奏文だが、「家族の道が正しく治まれば、天下統治のこゝとわが得られる（室家之道修、則天下之理得）」「福の興ること、家族に基づかないものはなく、道が衰えること、家庭より始まらないことはない（福之興、莫不本乎室家、道之衰、莫不始乎梱内）」等の主張がある。文中の「室家」は一般的な家庭家族ではなく、漢の皇室を指すことは明らかである。ここでも皇室の在り方が、天下全体の在り方と関わりを持つものであるとしているのである。

また、元帝の初元三年に出された「上疏言治性正家」（同）は、天子の家庭のことではなく、首都長安のことを論じているものだが、その中の「道德の行われるのは、内から外へと及んでいくものであり、王教の教化は（天子に）近い、身近な所から始めるのだ（道德之行、由内及外、自近者始）」という主張は、皇帝のお膝下こそ世界の秩序の源であると述べる点に於いて、后妃論と通ずるものがあるだろう。

(17) この易からの引用文は、現存する周易にはない。しかし、大戴礼記保傅第四十八並びに現行本賈誼新書胎教篇に「易曰、正其本、萬物理。失之毫釐、差之千里。故君子慎始也」とあり、前漢時代にあつて「易」に関わる言葉として（おそらく易説か）認識されていたようである。また礼記経解に「易曰、君子慎始。差若豪釐、繆以千里。此之謂也」とあるのも、これらの文献との関わりが考えられる。

(18) この言葉は、(16) に引いた初元三年の匡衡の言とはほぼ等しい。

(19) あるべき后妃の資質に関する議論としては、以下に検討する四点の他、太子への感化の問題、また皇太后、即ち「姑（しゅ

うとめ)への孝養の問題などがある。「太子への感化」については、②の杜欽に「后妃有貞淑之行、則胤嗣有賢聖之君」の語がある他、賈誼新書の太子教育論との関わりも考えられる。賈誼の太子教育論については、佐藤明「賈誼新書」の教育思想(「哲学年報」第五十輯、一九九一)や、齋木哲郎「賈誼の太子教育論と西漢儒学」(「中国—社会と文化」(東大中国学会)第六号、一九九一)に専論がある。「姑への孝養」については、①の劉向谷永に「皇太后、皇后成法也。…皇后其刻心秉德、母違先后之制度、力誼勉行、稱順婦道、減省群事、謙約爲右。其孝東宮、母闕朔望」とある。今回は問題点の指摘に止め、稿を改めて考えたい。

(20) 例えば、李斯の「而隨俗雅化佳治竊窳趙女、不立於側也」(「上書諫逐客」)「史記李斯列伝」所収)などでは、なまめかしい女性の形容として用いられている。

(21) 「薛君韓詩章句」(顔延年「秋胡詩」(「文選」所収)の李善注に所収)による。

(22) 「竊窳」の語義について、揚雄の「方言」では「自關而西、秦晉之間、凡美色或謂之好、或謂之窳。美狀爲窳、美心爲窳」といい、王肅は「善心曰窳、善容曰窳」(「經典釋文所引」と解している。この両者では、外見の美しさと心の善良さの両方を含んだ言葉だと解釈している。この他、鄭玄の箋は、閔雎の第一句目の解において「貞專之善女、能爲君子和好衆妾之怨者、言皆化后妃之德、不嫉妬、謂三夫人以下」という。ここでは女徳の中に「嫉妬心の消去、しかも自分自身のそれにとどまらず周囲の女性たちにもそれが及ぶものとされる」が数えられることになる。こうであれば、後述する「嫉妬をせず、夫に他の女性を薦める」という美徳とも関連するものとなる。

(23) この「九女の制」は「公羊伝莊公十年」に見えるが、後漢時代にはあるべき後宮の礼制度として、様々な細かい議論が展開されるようになる。「詩緯推度災」に「閔雎有原、冀得賢妃八嬪」とあり、「白虎通嫁娶篇」に議論がある他、後漢書にも散見する。詳しい検討は今後の課題とし、ここでは、杜欽が、礼説に基づいた後宮の在り方を建議していることを指摘するに留める。

(24) 元年、正月、有司固請曰、「(中略)子啓最長、敦厚慈仁、請建以爲太子。」上乃許之。(文帝紀)

(25) 外戚伝上他。惠帝の廢嫡未遂事件とその背景については、拙稿「惠帝の即位—漢初政治における外戚の役割り—」(その

一)「『埼玉大学紀要(教育学部)』第四十一卷第一号、一九九二年三月」、「同(その二)」(同第二号、同年八月)を参照されたい。

(26) 始皇帝の秦帝国は、後継者問題の不鮮明さから、ついには国家を滅亡させるといふ悲惨な末路をたどっていた。漢初の人々はその様子を実見していたわけで、彼らには、皇太子の途中交代は、極めて危険な事柄であると認識されていたと思われる。

(27) 元帝期の宗廟問題は、漢書では韋玄成伝にまとめられている。以下本論の既述は韋玄成伝による。また、板野長八「前漢末における宗廟・郊祀の改革運動」『中国古代の人間観の展開』(岩波書店、一九七二)、及び金子修一「中国—郊祀と宗廟と明堂及び封禪」『東アジア世界における日本古代史講座 9 東アジアにおける儀礼と国家』(學生社、一九八二)等を参照されたい。

(28) 板野氏前掲書。

(29) 「金華之業」については、若き皇帝の「(と)字友」的立場で参加した班伯(班固の先祖に当たる)の伝(叙伝上)に記事がある。この時「尚書」を講じた鄭寛中は、「守師法教授」(李尋伝)という手堅い学風の学者であり、成帝即位と共に「賜爵關内侯、食邑八百戸、遷光祿大夫、領尚書事」(儒林伝)と優遇されている。「論語」を講じた張禹は、太子太傅蕭望之から「經學精習」と称されて「博士」となった学者であり、彼も成帝期に「賜爵關内侯、禹食邑八百戸、拜光祿大夫、秩中二千石、給事中、領尚書事」(張禹伝)となった。当時「欲爲語、念張文」(同)と称され、最もよく読まれた「張氏論語」の作者でもある。その他、許商という人物も、經書の異同を講じている。金華之業並びにこれらの人物については、拙稿「前漢末・王莽期の治水論をめぐる思想的諸問題」(『哲学年報』第四十七輯、一九八八)においても、少し触れた。

(30) 王延世の治水事業、並びに成帝の取り組みについても、(29)前掲拙稿参照。

(31) 五行志中之下には、次のようなエピソードがある。鴻嘉二年(成帝が遊樂に耽っていた時期)、「雉」が宮廷に飛来し、丞相府を初めとする役所や未央宮の屋根に集まるという異変があった。大司馬王音等は、これは天が「人君を譴責」したものであるとして、行いを改めるよう成帝に諫言する。ところが成帝は、中常侍(宦官)を通じて、「雉を捕らえてみたところ、毛羽が挫けていたと聞いている。(雉の飛来は)誰かが作爲的にやったまやかしではないか」という反応を見せる。王音は、災異

をないがしろにすることは何事でしょうかと皇帝を厳しい口調で咎める一方、阿諛追従の輩の言を聞くことなく、自分らの誠の言葉に耳を傾けるよう求める諫言を繰り返している。五行志は、その後の成帝の反応を記してはいないが、このエピソードからは、「災異」の裏に潜む胡散臭さを嗅ぎ取り、宮廷政治に対して斜に構えてしまっており、真面目に政治に取り組もうという氣力を失っている。「白けた」青年皇帝の姿を読みとることができただろう。

(32) 例えば谷永伝には「成帝、數爲微行、多近幸小臣、趙李從微賤專寵、皆皇太后與諸舅夙夜所常憂」とあり、参内した班伯に對し、張放等の取り巻きを追ひ払ってくれるよう皇太后が「泣」いて頼んだという話（叙伝上）も伝えられている。諸舅はともかく、皇太后が青年皇帝の身を真剣に案じていたことは間違いないだろう。しかし、成帝にしてみれば、それを素直に受け入れられる状況ではなかった。

(33) 元始元年六月には、「復貞女、鄉一人」という布令が出され（平帝紀）、同四年には「非坐不道、無得繫婦女老弱詔」（平帝紀所収）が出されている。

(34) ここでは、「儒教理念の下に屈していった」と表現したが、後漢時代以降において、人々が儒教理念を完全に体現した行動を取るようになったと言っているわけではない。社会の規範としての地位を儒教が獲得したということなのであって、現実の場面においては、一方で「儒教教説」を掲げながら、実際にはより現実的な判断や行動を示すという、いわば「本音と建前」の使い分けも行われるようになってゆくのである。

（付記）本稿は、一九九七年十二月十四日に九州大学で行なわれた第九十五回中哲懇話会における口頭発表に基づき、改稿したものである。